

児童虐待事案の対応に関する覚書

社団法人神奈川県医師会（以下「甲」という。）、社団法人神奈川県病院協会（以下「乙」という。）及び神奈川県警察（以下「丙」という。）は、児童虐待事案への対応に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が、相互の緊密な連携体制を確立することにより、児童虐待事案の防止及び適切な対応を図ることを目的とする。

（合意事項）

第2条 本覚書に基づき、甲、乙及び丙は、次の事項に合意する。

(1) 児童虐待事案の防止に関する相互協力

甲、乙及び丙は、各々が推進する児童虐待事案防止のための諸施策に関し、相互協力をするものとする。

(2) 児童虐待事案の通報及び事件捜査に対する協力

甲及び乙は、児童虐待と認めた事案に対し、丙への通報及び事件捜査への協力をするものとする。

(3) 児童虐待に関する医学的見地からの教育的支援及び情報提供

甲及び乙は、児童虐待に関し、医学上の専門的分野について、丙職員の知識向上に向けた取組みを支援するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(4) 信頼関係の構築

甲、乙及び丙は、児童虐待事案の取扱いに際し、甲、乙、丙並びに被害児童及びその関係者との信頼関係の構築に配慮するものとする。

附 則

1 本覚書は、平成19年8月7日から実施する。

2 本覚書を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成19年8月7日

甲 社団法人神奈川県医師会会長

乙 社団法人神奈川県病院協会会長

丙 神奈川県警察本部生活安全部長